

## VI その他

### **【事案VI-1】 共済契約解約無効確認請求**

・平成27年5月7日 裁定終了

#### **<事案の概要>**

長期積立満期型火災共済契約の解約手続きが、契約者（故人）の意思によるものではなく権外者によって行われたものであることから、当該解約手続きは無効であるとして、被申立人の処理に対し共済契約の解約無効確認請求の申立てがあったもの。

#### **<申立人の主張>**

共済契約の解約手続きは無効である、とする判断を求める。

- (1) 本件解約手続きは、契約者本人の意思に基づかずに、権限外の者（以下「第三者」という。）の自宅にて取り交わされた取引である。
- (2) この解約手続きは、被申立人が契約者本人とは面談せず、また本人確認が適正に行われずに、第三者によってなされたものである。
  - ・ 第三者から被申立人にかかってきた電話が病院から発信されたものかについて、被申立人は確認できていない。
  - ・ 第三者から電話を替わり、解約の意思を伝えた者が契約者本人であるかについて、被申立人は確認できていない。
- (3) 万が一の事を考えると、入院中に共済契約を解約する行為は考えにくい。

#### **<共済団体の主張>**

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 申立人は、第三者が別の者を契約者役に仕立てて電話対応させ、被申立人の担当者を錯誤に陥らせて無断解約を実行したかのような主張をする。しかし、同主張は裏付け証拠もなく、申立人の想像の域を出ないものである。
- (2) 本件申立にかかる共済契約の解約は契約者の意思に基づくものである。
  - ・ 受電時には、声や話し方から、契約者本人であることを認識し、意思確認を行ったものである（担当者は毎月の集金業務で契約者と面談歴あり）。
  - ・ 第三者は共済契約の解約手続きに必要な書類等（共済証書、貯金通帳、貯金届出印）を被申立人店頭に持参している。これは契約者から自宅や金庫の鍵を委ねられなければ取得困難であり、届出印も入院治療中の契約者から交付を受けたもの

である。このことは、契約者が第三者に対し、解約手続きに関する権限を付与していたことの証左である。

- (3) 本件共済契約の解約は、契約者の入院に伴う当面の資金準備のためのものであり、葬式、納骨、墓守の費用の一部を充当するためのものである。
- (4) 契約者が、入院中の財産管理について、遠方に住み付き合いの浅くなった不仲の子（申立人）よりも、近所で自身の面倒をみてくれていた親戚である第三者に委ねようと考えても何ら不自然ではない。

また、自身に万一のことがあった場合に、不仲の子よりも、懇意にしている従兄弟に財産を遺そうと考えたとしても不自然ではない。

### ＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- (1) 契約者をよく知っていた担当者が電話の相手は契約者本人であったと述べている供述は、当該の電話の相手の声や話し方が、契約者の声や話し方によく似たものであった、と述べる範囲においては、これを信用できるものと評価できる。
- (2) 第三者が契約者からその財産の整理等を全般的に委託されていたという事実は、当該財産整理の一環として第三者が契約者から本件共済契約の解約及び解約返戻金の受領も受託されていたということを強く推認させる。
- (3) (1) (2) の事実に、本件解約の際に本件共済契約の共済証書2通並びに契約者の貯金通帳及び貯金届出印を第三者が所持していたという事実を併せて勘案すれば、第三者が本件解約の手続きを行ったのは、契約者からこれを委託されたためであり、本件解約は契約者の意思に基づくものであったと認められる。